

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年10月12日（火）13時30分～14時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、内海安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

製造部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：保安規定の補正申請における委員会等の審議事項について

資料2：コメント回答票（3）

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	それでは定刻になりましたので本日の面談のほう始めさせていただこうと思います。
0:00:11	本日の面談は、レイワ 3 年 9 月 9 日付で申請がありました。三菱原子燃料株式会社の保安規定変更認可申請の補正申請書につきまして、その変更内容の補正申請書及び
0:00:28	面談資料を用いまして、内容の確認等を進めさせていただきたいと思います。
0:00:33	それでは早速ですけども、規制庁側から
0:00:39	確認事項のほうを説明させていただきたいと思います。
0:00:48	続けて何点か説明を述べさせていただきます。まず、
0:00:53	1 点目ですけども、前回のコメント。
0:01:00	回答資料の 0908 番の回答につきの更問ですけども。
0:01:07	回答では図面等されるとつけましたことですけどモニタリングポストでカバーの線量をはかる位置のずれですね、それにつきましては回答がありました通り、
0:01:19	保安規定上の該当する条文としっかりとひもづけまして、適切な図面というものを補正申請書のほうでつけていただければと思います。
0:01:29	で、2 点目ですけども、補正申請書の新旧のほうの会社の 1 ページ目の第 8 条のところですけども、
0:01:38	設計想定事象等て重大事故に至る恐れがある事項、それから、
0:01:43	大規模損壊につきまして、申請書のほうでは設計想定事象等ということで、単大手箇所地域しございますけれども、
0:01:53	後段のほうの条文です等、例えばをページ目の第 17 条以下の上部につきましては、22 条や 24 条のところ、設計想定事象等という嵌合使わずに各
0:02:08	臨床並列して記載しておりますけれども、この記載につきまして、修正の契約ではないかということを説明をお願いいたします。
0:02:17	3 点目ですけども、これも新旧のほうですけども、新旧の 3 ページ目の第 9 条の(4)の各評価表(4) 片括弧 3 国際につきまして、
0:02:29	今回追加されたものですけども、パパさんのこの記載の最後のところ、
0:02:36	設備を配置するという記載でございますけれども、ここの場では設計と開発のところでございます、他の評価片括弧 1 と 2 と記載は、
0:02:48	記載の仕方ですねそれをちょっとあわせていただいて語尾を設計するというところで他の
0:02:55	片括弧 1 とか(2)の記載としっかりと記載の条文の趣旨を踏まえてですね記載を適正化あわせて適正化していただければと思います。
0:03:05	続けまして 4 点目ですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:09	補正申請書の新旧の 9 ページ目の第 39 条の 2 のところでございますけれども、
0:03:16	ご質問条文につきまして加工施設が運転されているときということで、という記載がありますけれども、ここ
0:03:26	通してここ、
0:03:29	また、限定できるのかということを説明をお願いいたします。また同条の 1 のほうですねそこではですね、加工人操作する場合という、記載ございましてこの操作する場合と運転されているときの間違いでも御説明をお願いいたします。
0:03:47	5 点目ですけども。ほあへの移管もできようと思っておりますけれども、事業者のほう大丈夫でしょうか。
0:03:55	はい、大丈夫です。
0:03:59	やっぱり°C到達がもうガイドのほうは書面で御回答をお願いいたします。
0:04:06	反映計上済みのちょっと続けさせていただきますけれども、ロックに 3 点目として、
0:04:14	補正申請書の新旧の 9 ページの第 36 条の 2 の記載でございますけれども、
0:04:20	ここの記載本気で本文のところの記載ですけども、部屋の外に対する不安の数字ですね 19.6%ある以上というところで数値が読めるように記載の報告いただければと思いますんでまた続きますけれども、同じ
0:04:36	36 条のほうの 3 のほうの記載ですけども。
0:04:40	ここ晩規定の今回の補正ですと 9.8%以上というところが読めるようになってございますけれどもこの協会のほうの記載を見ると、
0:04:49	フルード等は内部廃棄することにより開口部の存続を 0.5 以上とするか、内部の質がに対して 9.8 を負圧という形で
0:05:02	まとめておりますので、これらの保安規定上で形鋼定点風速を 0.5 ということを記載が今回要求読めないで、
0:05:13	この記載もしっかり読めるように、これらの下部規定で両方出してございますけれども、保安規定上はしっかりと両方出していただかないと保安規定以上のことをかぶって入れ替えるますので、そこら辺の記載の並びというのをしっかりと
0:05:26	工夫していただければと思います。
0:05:29	また続きまして次ですけども、補正申請書の新旧のほうの 19 ページの第 11 条タイトルですけど、第 11 章のタイトルですけども、
0:05:41	本体等につきましては、今回の補正例が変更になっているところの対応でございますけれども、タイトルの起債繰入すね記載ぶりにつきまして丸々の保全に関する措置でも止まるまでの保全活動っていうものの名称が混在してますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:57	そこら辺の名称のつけ方何か意図があれば説明をしていただくとともに、特に問わない何か聞きたいの修正であればですね、全体的に同じようなものを要求してもについては、記載ぶりを教えていただければと思います。
0:06:11	また続けさせていただきますけれども、
0:06:15	補正申請書の新旧の 9 ページ目の第 42 条第 1 項の記載ですけれども、管理区域の定義ですね。
0:06:23	ここの記載につきましては、
0:06:27	以前、前回の面談につきましてコメントいたしまして記載ぶり細かくデモであればですね、許可の記載としかがはしていただくか、いただくという形で、今回
0:06:38	適切な形で内容が修正されるところでございますけれども、全体を通して改めて確認しますと同じ以上同じ条文の第 2 項とかの記載とかと比べると、当社の記載の表作り儲かると下がるということでございますので、
0:06:55	ここの第 1 項の記載につきましては他の条文のところの記載ぶりをちょっと
0:07:00	と合わせていただきまして、内容も細かい内容につきましては歌舞伎落とすなどというところの規制対応も記載の工夫ということをしていただければと思います。
0:07:09	また最後ですけれども、
0:07:14	前回のコメント資料の回答資料(3)－090 の間に 14 の更問ということですけども。
0:07:21	ここの記載で自然減自然災害等発生時の保全標準ということで記載がありますけどもこれ
0:07:28	自然災害発生時の保全要領、今回要領だと言って、前回の資料で標準的なのでこれの記載ぶりっていうのはどっちかというふうにどういう使い分けをしているのかってことを資料説明をお願いいたします。それでは私から以上ですけれども、事業者大丈夫でしょうか。
0:07:47	三菱原子燃料コマタでございます。大丈夫でしょうか。今御説明いただいたところまで該当するという形でよろしいでしょうか。
0:08:00	大丈夫ですはい。
0:08:04	はい。
0:08:05	それでは 1 点目のほうからですね、回答のほうをさせていただきます。モニタリングカー、次する大すいません縁部回答は書面で改めて面談した形でもらえれば大丈夫ですので、となるはいわかりますよ、何か特別あの説明が必要と思うものがあれば説明いただき、
0:08:25	で、もういいですけども何かあり、ありますでしょうか。なければつ質問のご出席をどう思いますけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	はい。三菱原子燃料のコマタでございます。特にございませんので、続けていただいでよろしくお願ひいたします。
0:08:44	規制庁内海です。了解です。私のほうからちょっと追加で先ほどの
0:08:51	今回の回答資料の(4)のところではちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけれども、
0:08:58	今回の資料(4)の
0:09:05	王子、
0:09:07	えっとですね、2個目のところで雇う。
0:09:12	あれですね設計想定事象等という看護の使い方で漏れがないんですかというところの確認なんですけども。
0:09:19	一応この今回の説明の
0:09:22	22条の2のかっこよく(3)とかは、分けた記載にしているというところなんですけども、これと
0:09:32	何か特別な
0:09:34	離島があったりとかするんですか。なんか最初のほうで、
0:09:41	三つの事象をコート形でまとめてますけど、ここで新た改めて分ける必要って何か。
0:09:47	分けない時最長何か問題があるとかそうそういう形で分けて記載なんかをどう分ける分けて記載する理由っていうのは何かあったらちょっと教えていただきたいんですけども。
0:09:57	どうでしょうか。
0:09:59	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:10:03	御説明
0:10:06	例えば22条の2の(5)番ですとか、2412の(1)のところがしっかりと訓練の
0:10:16	ことが期待されているということで、設計想定事象の通り、今後取りまして検討して事象を加工規則のですね7条の4-3を参照して等がない場合の格付ということで、
0:10:33	ここでは重大事故と大規模損壊ということで分けて記載していただいでおりまして、
0:10:42	今、
0:10:43	訓練事前点検が使うそういう細かく書く必要はないところは答弁来るといような影響そういった考えで分けさせていただいております。以上です。
0:10:54	規制庁詰めずでは敵はしっかりと考えて考えた上で、
0:11:01	molじゃないということがあれば了解されました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:05	電話を持った市からの確認事項及び異常なので、どうぞさんお願いいたします。
0:11:15	本件講座ですけれども、今の点に関係するところなんですけれども、今コマタさんのほうで御説明いただいたものを踏まえると、
0:11:30	加工ですね、法律上でどういうふうに定義されてるかっていうことの今のコマタさんが引用されたところではもうも含めてなんですけども、規則の定義のところ委員設計想定事象の警備があつて、
0:11:47	そこで何が含まれますかって言うと、自然災害だとか、自然現象だとか、
0:11:56	治具事象だとか、あと内部火災、溢水だとかいろいろなところで、設計想定事象ないもの等ですね、あとこれ重大事故に至る恐れがあるということも含めたところで設計想定事象になっているというふうな
0:12:14	規定になっていて、それに別途大規模損壊っていうところは別枠で説明されているので、大規模損壊はそこには入っていないになっているというふうに理解してませんで、
0:12:29	設置保安規定の審査基準のところレイワ設計基準事象等であるところには大京損壊も含めたいようなその審査基準が書かれていてっていうところで、そういうところをまず減らして問題がないのかどうか。
0:12:46	ということと、あとそれはほかに申請何か全体を通して、そこがないのかなっていうところは今いま一度確認して問題ない。
0:13:03	何個かあるからいいんですけれども、何かちょっと読めないようなところもあるんじゃないかなっていうところで危惧しているところです。
0:13:11	ちょっと1回ここで切りたいと思いますけれども、どうでしょう。
0:13:16	はい。三菱原子燃料のコマタでございます。ありがとうございます。今小田がおっしゃった通りですね一応使い分けとしては、一方で来るときは保安規定の審査基準をベースに考えてございまして、
0:13:33	東邦つけなくて分割していきたいする場合には加工規則に倣ってという考えで、2人の方しましたけれども、今おっしゃられました通りですね全体を見て、本当に使い方としてでですね、それに
0:13:50	そこがないかということもいま一度確認させていただければと思います。以上です。
0:14:00	規制庁サービスFよろしく申し上げます。
0:14:05	はい。
0:14:07	そうしましたら、
0:14:11	少々お待ちください。
0:14:24	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:26	はい。そうしましたら、同じようなたぐいのですけれども、
0:14:34	申請書の中で、設計想定事象等発生時の装置設計想定事象発生時の保全活動を設計書に想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置設計想定事象等発生時の保全活動、
0:14:50	にかかると可能性の整備などというところで前にられますので今の質問もあのも含めてですね、全体を見てくださいというところで最後ちょっと言いましたコメントさせていただきます。続いてですね。
0:15:13	少々お待ちください。えっとですね、申請書ですね。
0:15:18	別表の第1-1の①のところのその欄外の注4というところにですね、これは変更漏れてる場合かと思うんですけれども、以前火災防護活動とか自然災害発生っていうのが記載していただくところの
0:15:38	それが残ってしまってるんじゃないかということで、中央のところの細胞活動、自然災害等発生時の保持活動という記載が残っておりますが、ですので、ちょっと確認していただいて、法制のですね。
0:15:53	記載等して不適切であればですね、先ほどするまでに適切な対応をお願いします。
0:16:03	よろしいでしょうか。
0:16:06	はい。三菱原子燃料のコマタでございます。の別表第1-1の①のところはご指摘の通りですね、ちょっと注釈のところまで中性しなかったということで、こちらのほうは適正化させていただきたいと思います。以上でございます。
0:16:27	規制庁がですね、承知しました。補正のタイミングで修正が不要もお願いします数十人まわして鍼灸引い標語を見ていてですね、
0:16:44	市長だとか設だとか、記載があつたりなかつたりということで統一がとれていないというふうなことでちょっと確認させていただきたいんですけれども、何かルールを持ってきたりしてるということでしょうか。
0:17:03	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:17:07	新旧対照表のほうではですね、今変更のない事象とか鉄条文については記載のほうも省略という形にさせていただいてますけれども、省略の次のですね変更条文が、
0:17:24	例えば省令とか設備の節目なった場合に、その上の頭のところに焼結を入れているというところで、一応そういった規則性でですね、新旧対照表、表のほうがつくり込みを立てていただいています。以上です。
0:17:45	規制庁のサービス部門というふうな状況はわかったんですけれども、所新旧対比表だけ見ると、ちょっと理解できないならなかったもので、同斜部分もあったところですね統一した記載にするのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	説明を入れるので、やはりちょっと検討していただければと思います。
0:18:09	はい、三菱原子燃料のコマタでございます。承知いたしましたちょっとわかりやすいようにですね
0:18:16	対照表の訪問を修正したいと思います。以上です。
0:18:23	規制庁座ですが、よろしく検討のほどよろしくお願いいたします。
0:18:28	続きましてですね。
0:18:30	申請書ですね。
0:18:34	31条のところなんですけれども、
0:18:39	この参考のところに、事業許可と設工認を踏まえて変更されたところも記載が散歩Ⅱ第1項の第
0:18:50	3項第4項でありますので、ここの記載がですね。
0:18:56	本記載だけ見ると、参考であれば、サッカー場アップするの倒産による侵食については全周で指定されていることは、4項については担当課長が添3-3、法人の
0:19:13	時について能力を定めると記載されていて、本規程だけ見ると、何を言ってるんだかちょっとわからない記載になっておりまして、許可だとかですね、節ポールの外部の全部を見れば、
0:19:29	理解できるっていうところなのかもしれないんですけども、そのところですね、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。
0:19:40	三菱原子燃料のコマタでございますので、ただいまのご指摘の件でございますがおっしゃられる通りですね、確かにわかりづらいというところで、こちらも認識しておりますので、
0:19:55	具体的にですね、チェッキ工認記載のある通訳の投入量を別途かマップ生きて確認するとか、結構人のほうに記載のある
0:20:10	ものをですね、キチッキっちりわかるやってるようにですね、見直しをさせていただければと考えてます。以上です。
0:20:20	規制庁側です。あの検討のほどお願いしますですね、記載するところは操作上の一般事項っていうところになってますんで、一般事項なので、事業者としてですね、保安規定のここに書くのが適切なのか。
0:20:38	そこまで具体的な内容をですね、下部マニュアルのほうに戻して記載するのが適切なのかっていうことも含めてですね、検討いただければと思いますんで、この条文で大ききしたほうが、
0:20:54	保安規定条文に記載するところが適切なところがないかっていうところで、私のほうも確認はしましたけれどもやっぱり戸数割がところがどうしてもでこぼこになってしまうっていうのは理解はするものところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:08	これ一般事項の記載なのですね、事業者として運用するにあたってどこに来て整備するのがあって、危険するのが適切かということ踏まえてですね、下部マニュアルも含めて検討いただければと思います。
0:21:24	はい。三菱原子燃料のコマタでございます。どうもありがとうございます。当社のホールもこの主体を保安規定に入れるときにですね社内でもいろいろどこが一番適しているのかというところで今議論したところでございます、最終的にここに入れ込んだという状況。
0:21:44	ございますけれども、今このいただいたようにですね、下部規定の項目を含めて、再検討の交付させていただければと思います。以上です。
0:21:57	規制庁座ですと言って今の事故で確認なんですけれども、3本ですね、その操作員によりフォントが必要な作業っていうのが、この作業っての臨界管理の
0:22:13	質量管理のところを指して言われてるんですか。
0:22:18	はい。
0:22:21	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:22:24	はい。ような考えで期待でございます。
0:22:29	そうすると、この部分って、あえてここに記載しなくても臨界管理のところできちんと複数で操作するということが適切に記載されているというふうな認識でございますので、
0:22:44	ほかのところを指すのであればもう少し来てわかるようにと思ったんですけども、臨界のところには書かれている内容等を含めて、検討いただければと思います。
0:22:55	三菱原子燃料のコマタでございます。ありがとうございます。そういった考えでございますね、再度見直させていただければと思います。よろしく申し上げます。
0:23:11	規制庁さんです。そうしましたら、次の確認等をウツミたいと思います。まずですね、次なんですけれども、添付2ですね、石鹼相当事象。
0:23:27	制度の保全活動に係る体制の整備、
0:23:31	ということで、各事象の記載でございますね、
0:23:38	今までですね、あの体制の整備だとか、教育訓練しちゃったら資機材の整備について記載を分けておりませんでした。
0:23:48	一方ですね今回その
0:23:53	追加されたところの記載を見ると、
0:23:56	各事象でWatts分けた記載になっていて、ジャパン追加されたところの記載が違っているっていうところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:05	地震については、体制の整備を担当部署環境部長の職位とするとおられると。
0:24:14	教育訓練も担当の職員とされていると。
0:24:19	資機材の整備の担当の部長の職員となっていると、ここらがですね、添付 2 チームに運用しているその 80 以上だとか 90 とかという本文の方。
0:24:33	そうですね。そこが出てるんじゃないかなっていうふうに思っていて、管理総括者はっていうところの就労に
0:24:44	89 だとか 90 だとかに置いてはなっているというふうな理解をさせていただきますので、ここのところ、全階級か 1 回目の補正申請の補正がなくて今期のですね、新規性基準を踏まえた時の
0:25:00	1 番目の変更認可申請のときに、本来よくよく系統のところ考えて
0:25:09	規定をされたっていうふうに認識しております、こういうふうに変えられるとそこが出てきてしまっているところが出てできるんじゃない。
0:25:20	いうふうな認識で見えております。ですので、今一番要望されたところですね、前回のところは本文と添付がきちんとこうあった形で整理されていたんですけどもか変える理由があつて帰るということであれば、
0:25:35	きちんとそれが読めるようになっていないとそこが出ていようになりたい。ちょっと今読めないような状況というふうに私によりまして、そのところ確認の上ですね、回答いただきたいんですけども、ちょっとそのところで地震だけじゃなくて、今回追加された竜巻だとか内部溢水についても同様でございます。
0:25:55	そうですね。ちょっと確認していただければと思います。
0:25:59	今の回答内容バルブがご覧いただければと思います。
0:26:05	はい、三菱原子燃料のコマタでございます。
0:26:09	ありがとうございました。実際にですね、新たな項目が添付のほうに加わったということで、条文の構成とかですね、いろいろ悩んでアリタところもあるんですけども、コメントの通りですね、体制の整備、教育訓練を資機材の
0:26:29	整備等についてはですね、
0:26:34	統一するような記載にですね見直させていただきたいというのと、あとは職務に関してですが、確かにそこがあるというのはおっしゃる通りだと思いますので、基本的に標準書の整備というところでは
0:26:51	管理総括者を定めるということでそれに従って職員の方を実施するということになっておりますので、本文のページに 81 技術上のように合わせた形で添付のほうも見直しさせていただければと思います。
0:27:09	いろいろ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:13	規制庁です。そうですねですので、本文記載とですね、添付のところで今一度全体を通して確認いただいて、それがないような認識いただければと思います。
0:27:29	続きましてですね、もう一つ店頭に関わる記載なんですけれども、添付1号に交通3の(1)のところですね、通常の業務体制で行う必要がある地域性についてなんですけれども、これは
0:27:48	夜間休日の対応も含めて説明をすることっていうんです。必要がないのか、2ポツ1の火砕物及び積雪の過去事例対象
0:28:03	記載されていることと、どんな対応が必要ないのかってところで確認したいと思っております、御説明いただけますでしょうか。
0:28:16	はい。三菱原子燃料のコマタでございます。
0:28:21	今のコメントの件でございますけれども、まず竜巻に関してはですね。竜巻予測システムというもので譲受監視しているとそういうしている際はですね、発生予告が出されれば、
0:28:37	携帯メールの方へ通知がされると、あとは操業しているので構内一斉放送ですね、集中するということで、その放送をとか形態にですね、情報があったらですね事務局に対応するということで、
0:28:56	それは通常の業務体験の中でそれぞれの部門でね、退出対象となるところの移動ですとか固縛を実施するということになっておりまして、夜間休日ですと操業時でない場合の対応としてはですね。
0:29:15	竜巻影響範囲内の影響ではですねあらかじめ細かくよ移動などを実施しておくということで、対応したいと考えております。
0:29:27	それから降下火砕物とですね、積雪の対応についてですけれども、こちらについては、操業にとか夜間休日を問わずですね、対応が必要な状況になりましたら、防災組織上のほうへ招集しての対応となるということで、
0:29:46	沢山RPのね対応体制だけとは異なるということで、
0:29:52	ただ、竜巻に管理してもですね本当に襲来して何か総会とかですね、被害が出るようなことがあれば、防災組織の招集ということになりますけれども、こういったところで、同じ体制ではないということでございます。以上です。
0:30:13	規制庁座ですね、
0:30:17	あの事象ごとに検討体制に対応が変わるっていう理解しました。あとMNFの場合は、創業している状態で、夜間休日を迎えるっていうことが、
0:30:34	運用じゃないっていうことでよろしいんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	三菱原子燃料のコマタでございます。夜間もですね操業が始まりますと、3 交替体制とかになりますので、そういったときにはですね、夜間でもいる人間への対応ということになると。
0:30:58	考えております。以上です。
0:31:02	規制庁台数承知しました。
0:31:07	私のほうからは確認以上となります。
0:31:16	規制庁ウツミです。すいませんちょっと今オザワさんとコマタないであったところでちょっと1 点だけ確認したいんですけども。
0:31:26	第 31 条第 3 報のこの複数用意苦痛捜査員どころの話なんですけども、今回、これはもう設計公認の第 7 条の話を持ってきたというところで説明が資料のほうでありますけどこれは
0:31:41	新深い方とかあと補正のときにいただいている接公認の抜き出しの説明の資料を施工人の保安規定反映すべき事項についてだと思えますけども、その資料で思う第 3 工程ちゃんと記載かけたかどうかちょっと
0:31:58	覚えがなくてですね、ちょっと見つけられなかったので、この参考についてはちょっとちょっと的に今でなくていいんで、ちょっと
0:32:07	設工認の保安規定反映についての資料のどこにこの第 3 項の抜き出して書いてあったのかっていう電話と後程でいいんで説明いただければと思います。もしなければ、これ今回軸にカガを設置する際にですね改めてでっか前回出していただいた資料にリバイスして、
0:32:24	第 3 項のところの記載もちょっと追加していただければと思います。
0:32:29	利用者の方で大丈夫でしょうか。
0:32:33	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:32:36	乗りましたちょっと大胆に 1 条の第 3 項について確認してるんですね、後程ご連絡させていただければと思います。以上です。
0:32:49	規制庁売り込みSIと了解です。よろしくお願ひします。
0:32:53	それでは本日の確認事項以上ですけれども、ノムラさん、大丈夫ですかですか。中野さんも特に大丈夫ですよ。
0:33:03	直角に特にありません。凝灰岩とございます。等ではアプリ誤差ですけど。
0:33:11	いいですか。予算書どうぞ。ちょっと1 点確認なんですけども、
0:33:19	ウエスVIのシリンダを構内輸送するときにですね、事業規則に基づいて認可されたらええと輸送容器を運搬するっていうふうな記載があるんですけども、これはそもそもある事業所内の運搬なので、事業所外運搬規則
0:33:39	に従って運搬すればよいということだと思うんですけども、ここは得て

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	事業所外運搬規則に基づいてっていうところで記載したの許可のときの議論になってしまいうんですけども、
0:33:55	申請書上の記載を確認してもこの記載しかなくてですね、どういう意図で記載になったのかっていうのがわかればちょっと教えていただきたいなと思って確認です。
0:34:09	三菱原子燃料コマタでございます。少々お待ちください。
0:34:45	三菱原子燃料のコマタでございます。有益フィックスシリンダーについてはですね、内運搬のときにも重い大きいに入れて運搬をするということで、その後もですね、
0:35:03	アリタ通りということでございます。配当んなってますでしょうか。
0:35:09	規制庁どれ数そうすると事業所内運搬の記載のところには、病気に
0:35:19	入れて／云々という記載がなくて、そうしないんだけど、
0:35:28	それを踏まえた上でもその容器に何だ、民間に向けた承認を受けて右容器に入れて
0:35:36	移送するっていう事業者の
0:35:39	現状のルールを踏まえて、その通りに記載したってということなんでしょうか。
0:35:48	はい。
0:35:49	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:35:52	はい、その大西式であります。以上です。
0:35:58	規制庁オザワです。一応承知しました。もう今一度ですね、事業所内運搬規則の記載等は事業所外運搬規則のサブ確認した上でですね、もう一度今一度確認があればもう一度確認してコメントさせて確認させていただきたいと思います。
0:36:18	今日のところは承知しました。以上です。
0:36:22	三菱原子燃料のコマタでございます。はい、補助の方でもですね内運搬規則と概要版の法令で今一度確認の方させていただきます。以上です。
0:36:38	オザワからは以上です。
0:36:41	規制庁罪ですそれでは、
0:36:45	業者の方から何かございますでしょうか。
0:36:48	なければ終わると思います。
0:36:51	三菱原子燃料コマタでございます。こちらからは特にございません。
0:36:58	はい。規制庁ウツミです。それでは特にないということなので本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
0:37:08	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。